第４ 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第１条の３の規定によるほか、次によること。

１　基本事項

(1)　法第 8 条の適用に係る収容人員の算定は、棟単位（一の敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が 2 以上存する場合は敷地内に存する当該防火対象物を一の防火対象物とみなしたものとする。）で行うこと。

(2)　令第 24 条の適用に係る収容人員の算定は、棟単位又は階単位で行うこと。

(3)　令第 25 条の適用に係る収容人員の算定は、階単位で行うこと。

(4)　防火対象物の主たる用途以外の部分で機能的に従属していると認められるものについては、主たる用途における収容人員の算定方法により算定すること。

(5)　2 以上の用途が存する防火対象物で、主たる用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の 90%以上で、かつ、主たる用途以外の独立した用途の床面積の合計が 300 ㎡未満であることにより、主たる用途に従属するものとして取り扱われている防火対象物の部分（みなし従属の部分）については、主たる用途における収容人員の算定方法により算定すること。

２　共通事項

(1)「従業者」の取扱いは、次によること。

ア　従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト等の雇用形態を問わず、平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されている者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあっては、従業者として取り扱わないこと。

イ　交代制の勤務体制を取っている場合は、一日のうちで従業者が最大となる時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数としないこと。

ウ　指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ　階単位で収容人員を算定する場合、2 以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。

オ　階単位で収容人員を算定する場合、従業者が使用する会議室、休憩室、食堂等は、当該部分を 3 ㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。

(2)　収容人員を算定するにあたっての「床面積」の取扱いは、次によること。

ア　廊下、階段、便所及び駐車の用に供される部分は、原則として、収容人員を算定する際の床面積に含めないものであること。

イ　単位面積で除した際の小数点以下の数は切り捨てるものであること（3.(4).ウを除く。）。

ウ　建築物に該当しない工作物を令別表第 1 に掲げる防火対象物として取り扱う場合は、

壁、柱、その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とすること（対象例：簡易テント等）。

(3)　構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものについては、固定式のいす席として取り扱うこと。ただし、掘りごたつ式の座敷については、原則として、固定式のいす席として取り扱わないものであること。

(4)　長いす、立見席、客席等が複数ある場合の収容人員の算定は、それぞれの長いす、立見席、客席等について算定を行い、その都度、除算により 1 未満のはしたの数を切り捨てた後、合算するものであること。

(5)　令別表第 1 に掲げる防火対象物に存する住宅の用に供される部分（同表（5）項ロに掲げる部分を除く。）の居住者は、収容人員の算定に含めないものであること。

３　令別表第１の各項における取扱い

(1)　令別表第 1 (1) 項に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（1）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−1 表に定める方法によること。

＜第 4−1 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　客席の部分ごとに次の(1)から(3)までにより算定した数の合計数 (1)　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.4m で除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2)　立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 ㎡で除して得た数 (3)　その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 ㎡で除して得た数

イ「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいい、当該部分の通路部分については、収容人員の対象から除くこと。

ウ「立見席を設ける部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等する部分をいい、通路の延長部及び出入口の回転部等は含まれないこと。

エ「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいうものであること。

オ　公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分のうち、集会、会議、社交の目的で使用する部分の床面積を 0.5 ㎡で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。

（公民館の算定方法例）

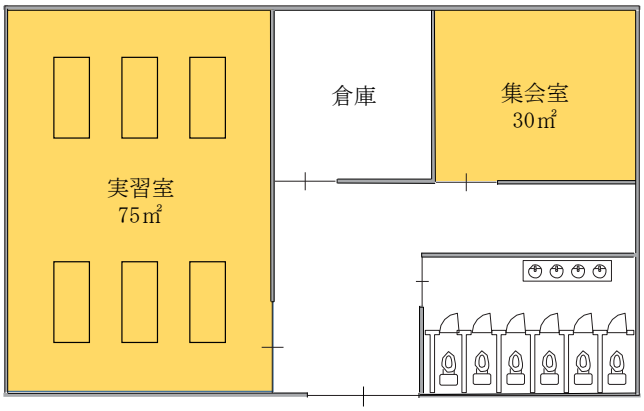

○ 従業者の数：2 人
○ 「客席の部分」の算定
・実習室：75 ㎡ / 0.5 ㎡ ＝ 150→150 人
・集会室：30 ㎡ / 0.5 ㎡ ＝ 60→60 人
＜収容人員＞
2 人＋150 人＋60 人 ＝ 212 人

(2)　令別表第 1 (2) 項及び (3) 項に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (2) 項及び (3) 項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－2 表に定める方法によること。

＜第 4－2 表＞

【遊技場】
次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3　観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
【その他のもの】
次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1)　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2)　その他の部分については、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数

イ「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

なお、遊技を行う者の数が明確に限定できるものについては、その数によること。

(ｱ)　ボーリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とする。

(ｲ)　ビリヤードは、1 台につき 2 人とする。

(ｳ)　囲碁、将棋は、1 枚につき 2 人、麻雀は、1 台につき 4 人とする。

ウ　ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。

エ　キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。

オ「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客が出入りしない部分を除いた部分をいうものであること。

カ　「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

(ｱ)　キャバレー、ライブハウス等のステージ部分

(ｲ)　ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分

(ｳ)　ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室部分

(ｴ)　インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のＤＶＤ等の陳列の用に供する部分

(ｵ)　待合、料理店、飲食店等の和室部分及び移動式のいす席を設けた部分

（カラオケボックスの算定方法例）

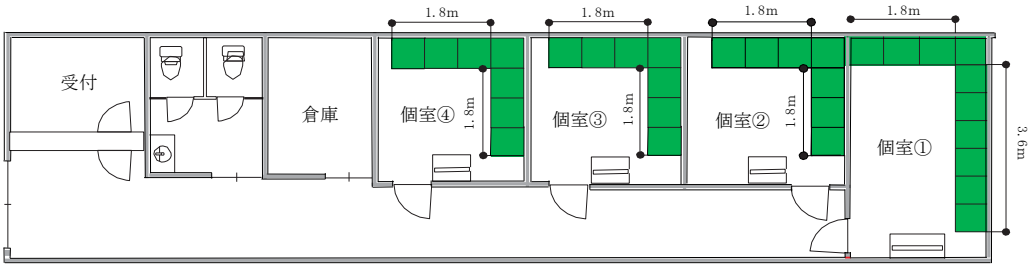

○ 従業者の数：5 人

○ 「客席の部分」の算定

・個室①：3.6m/0.5m＝7.2→7 人　1.8m/0.5m＝3.6→3 人

7 人＋3 人＝10 人

・個室②：1.8m/0.5m＝3.6→3 人×2＝6 人

・個室③：1.8m/0.5m＝3.6→3 人×2＝6 人

・個室④：1.8m/0.5m＝3.6→3 人×2＝6 人

＜収容人員＞

5 人＋10 人＋6 人＋6 人＋6 人＝33 人

（飲食店の算定方法例 ①）

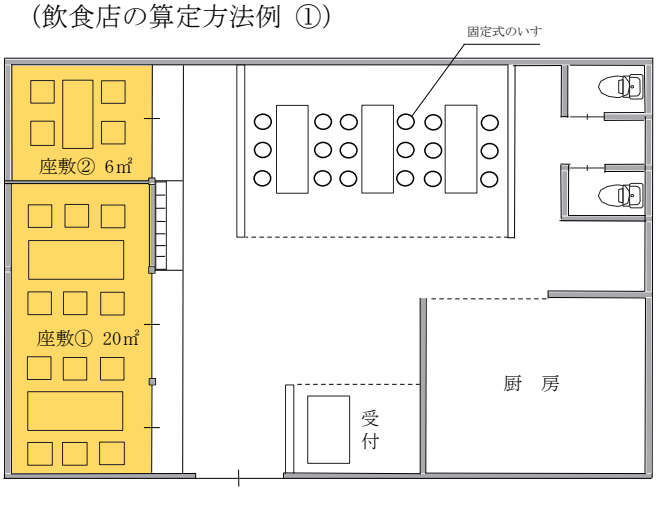

◯：固定式のいす席

○ 従業者の数：5 人

○「客席の部分」の算定

・固定式のいす席：18 席→18 人

・その他の部分

座敷①：20 ㎡/3 ㎡＝6.6→6 人

座敷②：6 ㎡/3 ㎡＝2.0→2 人

＜収容人員＞

5 人＋18 人＋6 人＋2 人＝31 人

（飲食店の算定方法例 ②）

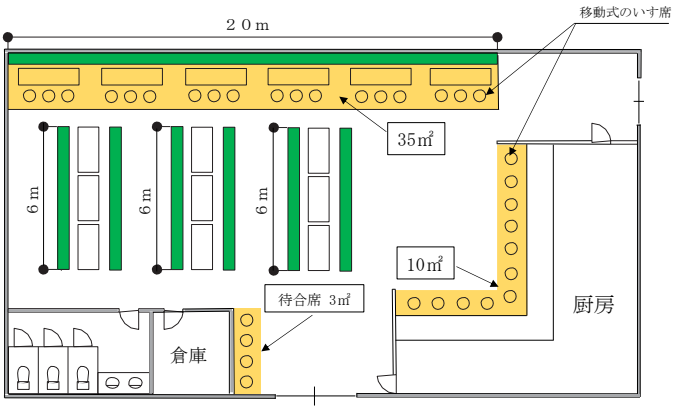

○：移動式のいす席
■：固定式のいす席（長いす）

○ 従業者の数：5 人
○「客席の部分」の算定
・固定式のいす席（長いす）
20m/0.5＝40→40 人
6m/0.5＝12→12 人×6＝72 人
・その他の部分
35 ㎡/3 ㎡＝11.6→11 人
10 ㎡/3 ㎡＝3.3→3 人
3 ㎡/3 ㎡=1.0→1 人
＜収容人員＞
5 人＋40 人＋72 人＋11 人＋3 人＋1 人＝132 人

(3)　令別表第 1 **(4) 項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（4）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−3 表に定める方法によること。

＜第 4−3 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。
1　従業者の数
2　主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合算数
(1)　飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数
(2)　その他の部分については、当該部分の床面積を 4 ㎡で除して得た数

イ「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所、レジカウンター等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。

ウ「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数とすること。

（コンビニエンスストアの算定方法例）

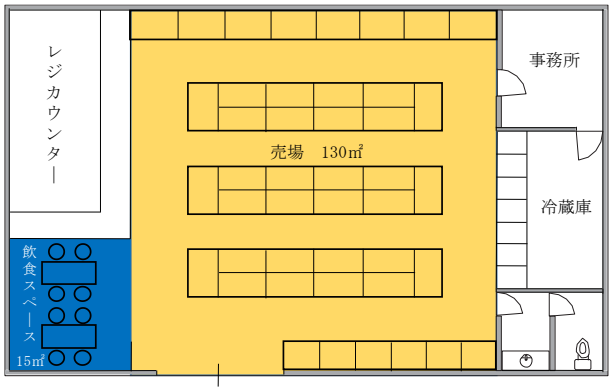

■：飲食又は休憩の用に供する部分
■：その他の部分

○ 従業者の数：4 人
○「主として従業者以外の者の使用に供する部分」の算定
・飲食又は休憩の用に供する部分
15 ㎡/3 ㎡＝5.0→5 人
・その他の部分
130 ㎡/4 ㎡＝32.5→32 人
＜収容人員＞
4 人＋5 人＋32 人＝41 人

(4)　令別表第１ **(5) 項イ** に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－4 表に定める方法によること。

＜第 4－4 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1)　洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2)　和室の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を 6 ㎡（簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあっては、3 ㎡）で除して得た数 3　集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1)　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5 ｍで除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2)　その他の部分については、当該部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数

イ　「ベッドの数」は、シングルベッド及びセミダブルベッドは 1 人、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2 人とすること。

ウ　和式の宿泊室を単位面積当たりで除した際に生じる 1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。ただし、当該室の収容人員が 1 に満たないときは、当該室の収容人員を 1 とみなすものであること。

エ　和式の宿泊室の前室部分（畳の部分に限る。カにおいて同じ。）は、宿泊室の一部として取り扱うこと。ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、この限りでない。

オ　和式の宿泊室の収容人員は、宿泊者 1 人当たりの床面積がおおむね 3 ㎡程度となるような使用実態である場合は、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

カ　一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同一の宿泊者によって同時に利用されることが明らかなものは、この限りではない。

キ　3 ㎡未満の宿泊室については、当該室の床面積にかかわらず、1 室につき 1 人として算定すること。

ク　「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分で宿泊者以外の者も利用する部分をいうものであること。

(ｱ)　宴会場等

(ｲ)　レストラン、スナック等の飲食を提供する場所

(ｳ)　いす席を設けたロビー等（通路の用に供する部分を除く。）

(ｴ)　前(ｱ)から(ｳ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(5)　令別表第１ (5) ロに掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−5 表に定める方法によること。

＜第 4−5 表＞

居住者の数により算定する。

イ　「居住者」とは、寄宿舎、共同住宅等に常時居住している者をいうものであること。

ウ　竣工前の寄宿舎、共同住宅等における住戸のタイプ別の算定居住者数については、第 4−6 表により算定すること。ただし、賃貸借契約等によりあらかじめ居住者数が定められている場合や竣工後は、実態に即した人数とすることができるもの。

＜第 4−6 表＞

住戸のタイプ	算定居住者数
１Ｒ、１Ｋ	１人
１ＤＫ、１ＬＤＫ、２ＤＫ	２人
２ＬＤＫ、３ＤＫ	３人
３ＬＤＫ、４ＤＫ以上	４人

(6)　令別表第１ (6) 項イに掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (6) 項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−7 表に定める方法によること。

＜第 4−7 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2　病室内にある病床の数 3　待合室の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数

イ「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、医師等が患者に付き添って治療や検査等を行う部屋は含まれないものであること。

ウ「病床」とは、収容患者の病床をいい、「病室内にある病床の数」の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　洋室タイプはベッドの数とすること。

(ｲ)　和室タイプは、和室の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数とすること。

(ｳ)　乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数とすること。

エ「待合室の床面積」の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分を「待合室の床面積」とし、算定すること。

(ｲ)　待合室が廊下と兼用されている場合は、次の面積を「待合室の床面積」とし、算定すること。

ａ　両側に居室がある場合は、廊下を幅員 1.6ｍの部分とし、廊下の部分を除く床面積

ｂ　前ａ以外の場合、廊下を幅員 1.2ｍの部分とし、廊下の部分を除く床面積

オ　患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。

カ　予約診療制度を実施している診療所等についても、規則第 1 条の 3 の規定により算定すること。

（病院の算定方法例）

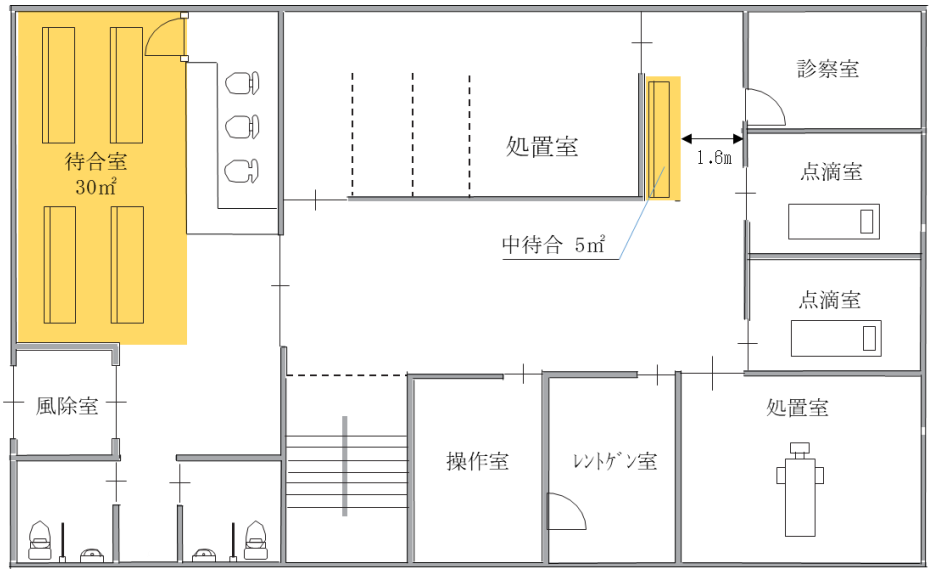

○ 医師，歯科医師，助産師，薬剤師，看護師その他の従業者の数：10 人
○ 「待合室」の算定
・（30 ㎡＋5 ㎡）/3 ㎡＝11.6→11 人
＜収容人員＞
10 人＋11 人＝22 人

(7)　令別表第 1 (6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物

ア　令別表第 1 (6) 項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－8 表に定める方法によること。

＜第 4－8 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

イ「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ｱ)　就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大の数とすること。

(ｲ)　通所施設部分は、事業者側が想定している要保護者の最大の数とすること。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

（グループホームの算定方法）

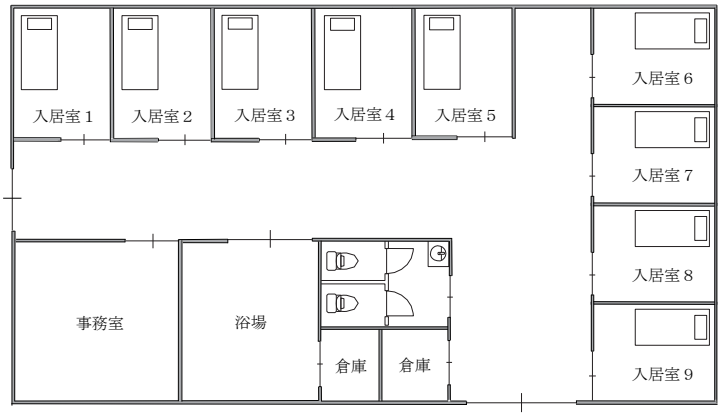

○ 従業者の数：4 人
○ 要保護者の数
・最大入居者数：9 人
＜収容人員＞
4 人＋9 人＝13 人

(8)　令別表第 1 **(6) 項ニ**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（6）項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4−9 表に定める方法によること。

＜第 4−9 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　教職員の数 2　幼児、児童又は生徒の数

イ「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この第 4 において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ウ　階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

(ｱ)　遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この第 4 において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

(ｲ)　保育室と遊戯室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数とすることができる。

（幼稚園の算定方法例）

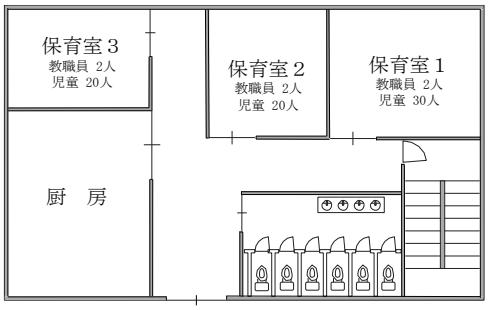

＜１階平面図＞

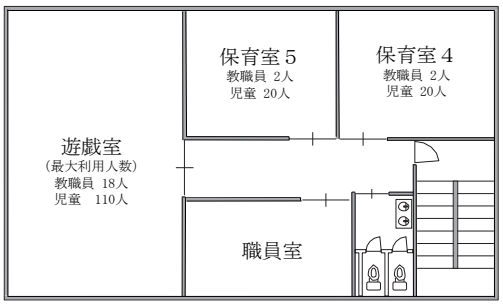

＜２階平面図＞

○ 教職員の数：18 人
○ 児童の数：110 人

＜階収容人員＞	＜収容人員＞
1 階：教職員 6 人＋児童 70 人＝76 人	18 人＋110 人＝128 人
2 階：教職員 18 人＋児童 110 人＝128 人	

(9)　令別表第１(7)項に掲げる防火対象物

ア　令別表第１(7)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第４－10表に定める方法によること。

＜第４－10表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　教職員の数 2　児童、生徒又は学生の数

イ「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この第４において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

ウ　階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

(ｱ)　講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この第４において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

(ｲ)　一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数とすることができる。

(10)　令別表第１(8)項に掲げる防火対象物

ア　令別表第１(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第４－11表に定める方法によること。

＜第４－11表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を３㎡で除して得た数

イ　「閲覧室」の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　図書館等のＤＶＤ等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

(ｲ)　開架（図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として取り扱うこと。

(ｳ)　従業者以外が使用する会議、研修、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として取り扱うこと。

(ｴ)　来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

（図書館の算定方法例）

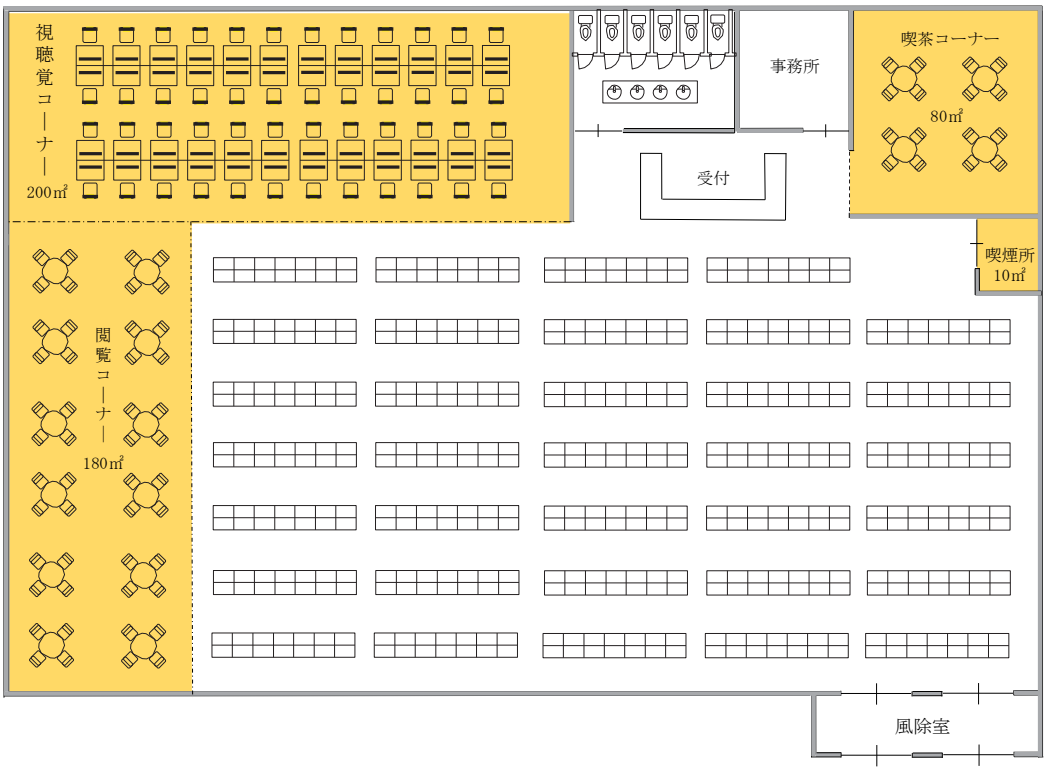

○ 従業者の数：20 人
○ 「閲覧室等」の算定
（200 ㎡＋180 ㎡＋80 ㎡＋10 ㎡）/3 ㎡＝1566.6→156 人
＜収容人員＞
20 人＋156 人＝176 人

(11)　令別表第 1 **(9) 項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（9）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－12 表に定める方法によること。

＜第 4－12 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数

イ「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及びたき場は含まれないこと。

ウ　浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

（銭湯の算定方法例）

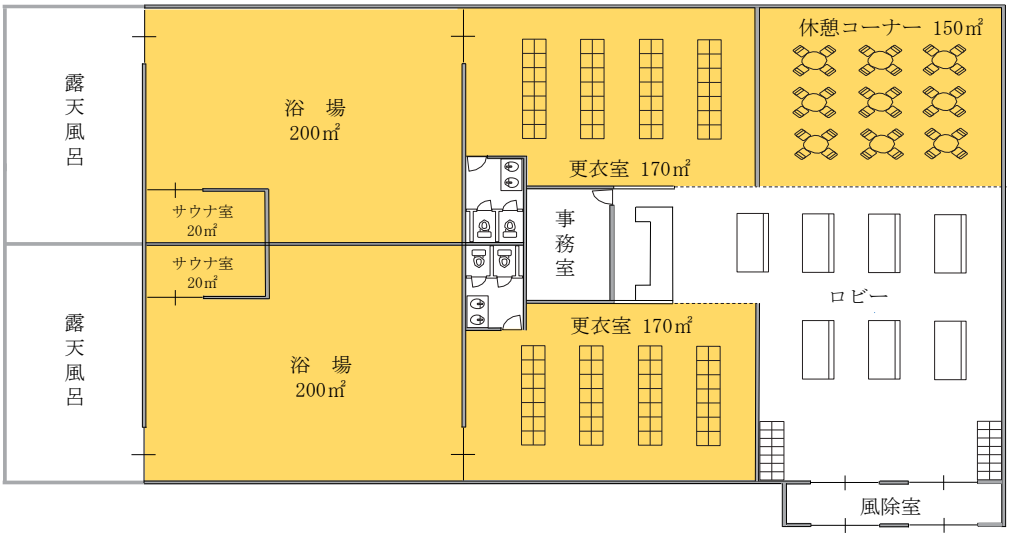

○ 従業者の数：20 人

○ 「浴場等」の算定
（200 ㎡×2＋170 ㎡×2＋20 ㎡×2＋150 ㎡）/3 ㎡＝310 人

＜収容人員＞
20 人＋310 人＝330 人

(12)　令別表第 1 （11）項に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（11）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－13 表に定める方法によること。

＜第 4－13 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　神職、僧侶、牧師その他従業者の数 2　礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数

イ「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を 3 ㎡で除して得た数とすること。

ウ　祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

（教会の算定方法例）

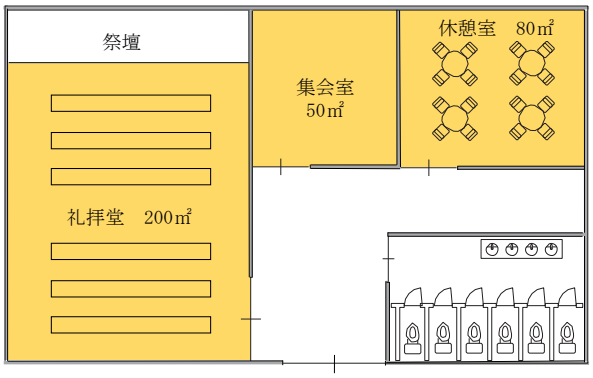

○ 神職，僧侶，牧師その他従業者の数：10 人
○ 「礼拝等」の算定
（200 ㎡＋50 ㎡＋80 ㎡）/3 ㎡＝110 人
＜収容人員＞
10 人＋110 人＝120 人

(13)　令別表第 1 **（10）項及び（12）項から（14）項**までに掲げる防火対象物

令別表第 1（10）項及び（12）項から（14）項までに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－14 表に定める方法によること。

＜第 4－14 表＞

従業者の数により算定する。

(14)　令別表第 1 **（15）項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（15）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－15 表に定める方法によること。

＜第 4－15 表＞

次に掲げる数を合算して算定する。 1　従業者の数 2　主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を 3 ㎡で除して得た数

イ　官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと（例：銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。

ウ　理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定については、サービスを提供する部分及び待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

エ　スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

オ　住宅展示場のモデルハウスについては、商談スペース等の接客を行う部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

（接骨院の算定方法例）

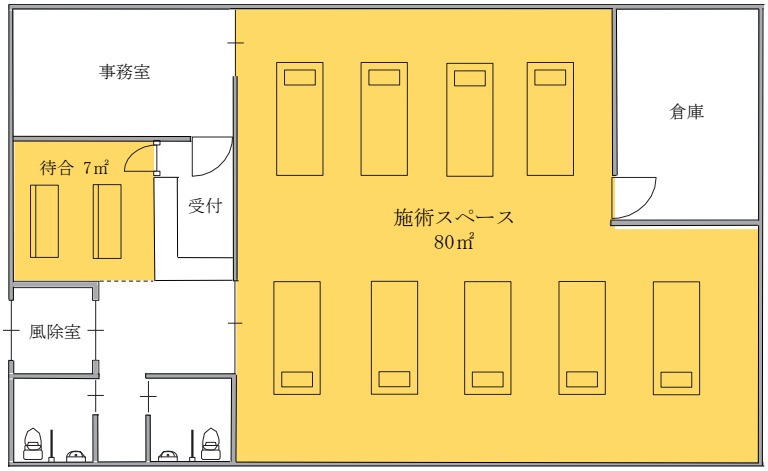

○ 従業者の数：8 人
○ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」の算定
・待合：7 ㎡/3 ㎡＝2.3→2 人
・施術スペース：80 ㎡/3 ㎡＝26.6→26 人
＜収容人員＞
8 人＋2 人＋26 人＝36 人

(15)　令別表第 1 **（16）項及び（16 の 2）項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（16）項及び（16 の 2）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－16 表に定める方法によること。

＜第 4－16 表＞

防火対象物内のそれぞれの用途ごとに人数を算出した数を合算して算定する。

イ　令別表第 1（16）項及び（16 の 2）項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないもの。

(16)　令別表第 1 **（17）項**に掲げる防火対象物

ア　令別表第 1（17）項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4－17 表に定める方法によること。

＜第 4－17 表＞

床面積を 5 ㎡で除して得た数により算定する。

イ　建築物以外の工作物にあっては、収容人員は算定しないこと。

ウ　令別表第 1 備考第 4 号の規定を適用する場合は、みなすこととした用途の規定により算出した数とすること。